

公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンターホームページ広告掲載取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）がインターネット上に公開しているホームページ（以下「センターホームページ」という。）に企業等の広告を募集、掲載することにより、会員への有益な情報提供の場を広げるとともに自主財源の確保を図ることを目的とする。

（広告の種類及び範囲）

第2条 センターホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、その基準は、公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター広告掲載取扱要綱（以下「広告掲載取扱要綱」という。）に準拠するものとする。

（広告の規格）

第3条 広告の規格は、次のとおりとする。

（1）サイズ 縦176ピクセル×横600ピクセル

（2）画像形式 JPEG、PNG

（広告を掲載するページ及び位置並びに枠数）

第4条 広告を掲載するページ及び広告の位置は、センターホームページのトップページ及び各ページの下段とし、枠数は15枠とする。

（掲載期間等）

第5条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、3か月単位とし、年度を超えない期間とする。ただし、第9条の規定により広告掲載可の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）が延長を希望し、センターが必要と認めるときは、掲載期間を延長することができるものとする。

2 広告掲載の掲載申込みは、掲載開始日の2週間前までとし、掲載開始日は、4月、7月、10月及び1月の1日とする。

（広告の掲載料）

第6条 前条に規定する期間に係る広告の掲載料（以下「広告掲載料」という。）は、3か月につき5,000円（税込み）とする。

2 センター会員は、前項に定める広告掲載料の5割を減ずることができるものとする。

3 広告主は、前2項の規定による広告掲載料をセンターの指定する期日（以下「指定期日」という。）までに一括納付するものとする。

4 広告掲載料は、掲載開始日を含む年度に限り、前納で納めることができるものとする。

（広告掲載希望者の募集）

第7条 広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集は、センターホームページ等で公募するものとする。

2 前項の募集は、広告枠を新たに設けたとき又は広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

3 センターは、公募を行うに当たって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をできるものとする。

（広告掲載の申込み）

第8条 掲載希望者は、ホームページバナー広告掲載申込書（第1号様式）に掲載しようとする広告案の原稿を添えて、第5条第2項に定める掲載申込み期間内に申し込むものとする。

2 広告のバナー原案は、広告主が作成するものとする。

（広告掲載の決定）

第9条 センターは、第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 センターは、掲載希望者の数が第4条の規定による広告の枠数を超えたときは、申し込み順により決定するものとする。

3 センターは、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について掲載希望者にホームページバナー広告掲載等決定通知書（第2号様式）により通知する。

（広告掲載内容の提出）

第10条 広告主は、広告のバナー原案を第5条第2項に定める掲載開始日の1週間前までにセンターに提出しなければならない。

（広告内容、デザイン等の審査及び協議）

第11条 広告主及びセンターは、前条の規定により提出されたバナーの原案について、広告の内容及びデザインについて、センターの信用性等を損なうことのないよう必ず協議するものとする。

（広告内容等の変更）

第12条 センターは、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページ内容等が法令に違反しているとき若しくはそのおそれがあるとき又はこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取消し）

第13条 センターは、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告、その他何らかの手段を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

（1）指定期日までに広告掲載料の納付がないとき。

（2）第10条に規定する期日までに広告のバナー原案の提出がないとき。

（3）前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。

（４）前３号に掲げるもののほか、センターホームページへの広告の掲載が適切でないと判断したとき。

２ 前項第２号から第４号までの規定により広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

（広告掲載の取り下げ）

第１４条 広告主は、自己の都合により、センターホームページへの広告の掲載を取り下げることができるものとする。

２ 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は、書面によりセンターに申し出なければならない。

３ 第１項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

（掲載期間の延長）

第１５条 掲載期間内に、センターの都合でセンターホームページを一時的に閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が１日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

２ 広告主の責に帰さない理由により、センターが広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が１日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

（広告掲載料の返還）

第１６条 センターは、前条の規定により広告が掲載できなかった場合において、掲載期間の延長が困難な場合には、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

２ 前項の規定により返還する広告掲載料は、バナー広告をセンターホームページから削除した日から広告掲載終了予定日までの日数で日割り計算した額とする。

３ 前２項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告主の責務）

第１７条 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

２ 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることについて、センターに対して保証するものとする。

３ 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

（リンク先）

第１８条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の１週間前までにセンターに連絡するものとする。

（その他）

第１９条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。